

# 手話教室

宍粟市では「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」を制定し、宍粟市手話施策推進方針アクションプランに基づき、聞こえない人への理解、手話の普及を目的に、手話教室の実施を希望する団体等に講師を派遣します。

## 対象者

- ・宍粟市内の学校園所、地域団体、事業所など
- ・宍粟市在住・在勤の人及び宍粟市内で活動を行う人で構成する5人以上のグループ

## 講師

宍粟市手話教室講師派遣運営委員会から、ろう者の講師と聞こえる講師を派遣します。

手話教室では、聴覚障害の理解やコミュニケーション方法などが学べます。  
内容はご希望に合わせることもできますので、ご相談ください。

時 間：2時間程度（原則1回の実施）

費 用：無料

準備物：プロジェクター、スクリーンなど（パソコンの映像を映します）

※事前に会場及び講師駐車場の確保をお願いします。

会場使用料などの経費は、申込者負担です。

※手話教室の撮影や録音はご遠慮ください。

## 申し込み

申込方法：申請書を障害福祉課へ提出（FAXによる申請可）

申込期限：希望日の2か月前まで

## 問い合わせ・申込先

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市健康福祉部障害福祉課

TEL：0790-63-3101 FAX：0790-63-3062



「宍粟市手話啓発ロゴマーク」